

(3) 障がい者の自立支援

【施策の目的】

障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくります。

【評価】

<前年度から評価実施年度上期までの成果と課題>

- ・あいサポーターの人数は増加しているが、県・市町村に事業者等における合理的配慮の提供や障がいを理由とする差別的取扱いに関する相談が寄せられており、障害者差別解消法に関して、全ての企業・団体での理解が十分には進んでいない。
- ・精神障がい者の精神科病院退院後の地域移行・地域定着を進めるため、各圏域において市町村と連携し、多職種による協議や研修を積み重ね、ほぼ全県で協議の場が設置されたが、まだ十分に取組が進んでいない地域もある。
- ・障害福祉サービス従事者の資質向上を目的とした研修は計画通り進めることができた。また、障がい者の地域移行を推進するための住まいの場や日中活動の場については、着実に増加しているが、まだ不足している地域がみられる。
- ・発達障がいへの社会全体の関心の高まりや生活上の困り事を背景とした相談が増加しているが、専門医の不足に加え、アセスメント（分析・評価）が不十分なために、早期発見・支援につながりにくい状況が続いている。
- ・医療的ケア児支援センターがケア児本人や家族の相談に応じており、各地域における支援コーディネーターの数も増えるなど、支援体制は構築が進んでいる。一方で、コーディネーターが実際に関わる事例が少ないため経験を積むことが難しく、日中の預かり支援や送迎等移動支援などを利用できるサービスも少ない。
- ・障がい者の社会参加を推進するため、意思疎通支援者の養成・派遣に取り組んでおり、今年度は、ICT利活用の相談拠点となる障がい者ICTサポートセンターの設置や、生活訓練等を行う歩行訓練士の増員を行ったところ、意思疎通支援者の派遣要請には対応できているものの、生活訓練等については希望に沿った対応が十分にはできていない。
- ・福祉施設からの一般就労者数は前年から増加した。また、平均工賃月額も前年から増加したが、エネルギー価格・物価高騰が工賃に影響を及ぼしている。
- ・障がい者文化芸術活動支援センターにおいて、障がい者の文化芸術活動に関する相談対応や情報提供などを行っているが、支援センターとアドバイザーが県西部を拠点にしているため、県東部からの相談に対する迅速な対応が難しい。

<第2期島根創生計画初年度から評価実施年度上期までの複数年度にわたる成果と課題>

※上記で重複しない成果・課題を記載

この欄は複数年度にわたる成果と課題を記載するため令和9年度から記載

【今後の方向性】

①障がい理解の促進

広く県民に向けた障がい理解の広報活動を反復継続的に取り組むとともに、企業・団体に向けたあいサポート運動の普及や、合理的配慮の提供の周知・徹底を図る。

②福祉サービス等の充実

精神障がい者の精神科病院退院後の地域移行・地域定着が進んでいない地域には、その原因を分析した上で、地域の課題解決を図り、地域移行・地域定着の取組を推進する。

相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成研修など専門的人材の確保・育成に取り組むとともに、サービス提供基盤の整備を推進する。

発達障がいに対する様々なニーズに、身近な地域で支援や対応ができるよう、発達障害者支援センターの専門性を更に発揮し、充実させるとともに、保育所や学校、サービス事業所等への支援を強化し、発達障がいの早期発見、早期支援を図る。

医療的ケア児支援センターを中心とした保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携した支援体制の構築、広域・専門的な相談支援の実施など、支援の充実を図る。

③障がい者の日常生活支援の充実

意思疎通支援者養成研修の受講者数の増と研修内容の充実に取り組むとともに、障がい者ICTサポートセンターの活用や、生活訓練等を行う体制の強化を図り、障がい者の社会参加に向けた環境の充実を図る。

④障がい者の就労支援

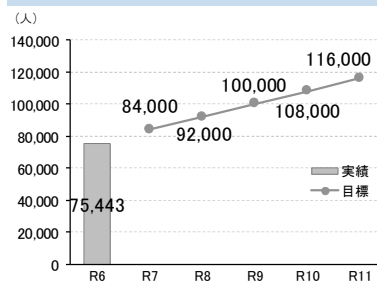
障害者就業・生活支援センターを中心に、就労移行や定着支援サービスを実施する事業所の連携による支援体制を整えるほか、就労継続支援事業所の人材育成・商品改良・販路拡大に対し支援を行うなど、工賃向上の取組を継続する。

⑤障がい者のスポーツ・文化芸術活動の促進

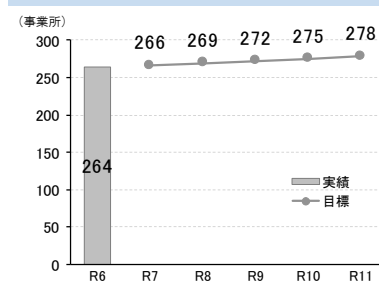
文化芸術活動に取り組みたい人が、より身近な地域で美術や舞台芸術の専門家等に相談することができるよう、県東部在住のアドバイザーを増やし、相談支援体制を整えるとともに、松江市の複数のサービス事業所の有志による障がい者アートイベントの企画に支援センターが関わるなどにより、障がい者の創作活動を支援する人材の育成につなげる。

【施策の主なKPIの状況】

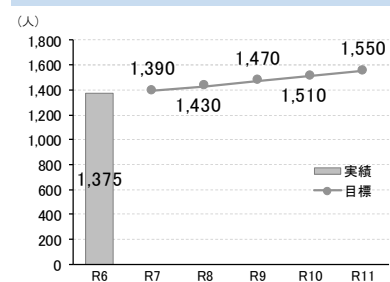
1) あいサポーターの人数【当該年度3月時点】（累計値）



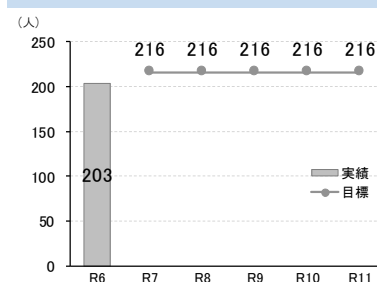
2) 日中活動系事業所指定事業所数【当該年度3月時点】（累計値）



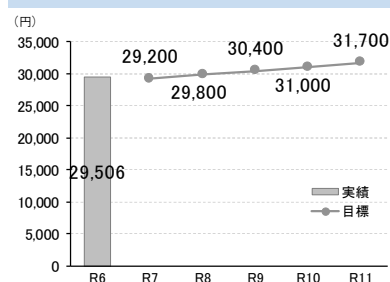
3) 放課後等デイサービス定員数【当該年度3月時点】



4) 意思疎通支援者（要約筆記、手話、盲ろう）登録数【当該年度3月時点】（累計値）



5) 就労継続支援B型事業所等利用者の平均工賃月額【当該年度4月～3月】



施策の主なK P I

施策の名称	V-2-(3) 障がい者の自立支援
-------	-------------------

番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値					単位	計上分類	備考	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度				令和11年度
1	あいサポーターの人数【当該年度3月時点】	75,443.0	84,000.0	92,000.0	100,000.0	108,000.0	116,000.0	人	累計値	
		75,443.0								
2	日中活動系事業所指定事業所数【当該年度3月時点】	264.0	266.0	269.0	272.0	275.0	278.0	事業所	累計値	
		264.0								
3	放課後等デイサービス定員数【当該年度3月時点】	1,375.0	1,390.0	1,430.0	1,470.0	1,510.0	1,550.0	人	単年度値	
		1,375.0								
4	意思疎通支援者(要約筆記、手話、盲ろう)登録数【当該年度3月時点】	203.0	216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	人	累計値	
		203.0								
5	就労継続支援B型事業所等利用者の平均工賃月額【当該年度4月～3月】	29,506.0	29,200.0	29,800.0	30,400.0	31,000.0	31,700.0	円	単年度値	
		29,506.0								

(第2期島根創生計画に掲げる施策の【取組の方向】)

①障がい理解の促進

県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進します。

②福祉サービス等の充実

身近な地域で支援が受けられるよう、専門的な人材の確保・育成、相談支援体制の充実、サービス提供基盤の整備等を進めます。

③障がい者の日常生活支援の充実

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通、生活に必要な訓練等が受けられる体制の充実を図ります。

④障がい者の就労支援

地域の支援機関と企業等の連携を強化し、障がいのある人の適性に応じた企業への就労支援、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準の向上を図ります。

⑤障がい者のスポーツ・文化芸術活動の促進

障がいのある人の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加機会の拡大を図ります。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(3) 障がい者の自立支援				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	障がい者施策推進事業	障がい者	多様な福祉サービスを受けられるようにする。	9,988	11,532	障がい福祉課
2	障がい者相談事業	障がい者及びその家族	安心して地域生活が送られるよう支援する。	31,552	44,476	障がい福祉課
3	障がい者手当等給付事業	障がい者、障がいのある児童を監 護・養育する者	手当を給付することにより経済的負担の低減を図る。	189,946	196,341	障がい福祉課
4	障がい者施設等整備事業	障がい児・者施設事業者・設置者	障がい児・者が必要とするサービスを確保するための施設 整備の促進	74,915	430,162	障がい福祉課
5	障がい者自立支援給付制度運営事業	障がい児・者	市町村及び事業者に対して障害者総合支援法や制度の見 直し等に関する情報提供や研修を行い、障がい児・者の ニーズに応じた適切なサービスが提供されるようにする。	25,348	32,483	障がい福祉課
6	障がい者自立支援給付事業	障がい者(児)	障害福祉サービス(自立支援給付)に要する経費のうち、法 に基づき県が負担すべき額を市町村に交付し、必要なサー ビスを提供することにより、障がい者の自立を支援する。	5,211,342	5,441,812	障がい福祉課
7	障がい者自立支援医療等給付事業	障がい者(児)及びひとり親家庭等	医療費の自己負担を軽減することにより、福祉の増進を図 る。	2,409,569	2,507,020	障がい福祉課
8	障がい児施設等給付費	障がい児	入所施設において、障がい児の保護、日常生活の指導並 びに自活に必要な知識技能の付与を行う。 また、通所支援事業所において、障がい児に対する療育、 訓練その他必要な支援を行う。	1,474,048	1,512,691	障がい福祉課
9	障がい者地域生活支援事業	障がい者	能力や適性に応じた自立生活を営むことができるよう、移動 や生活、コミュニケーション支援等のサービスを提供し、障 がい者の社会参加を促進する。	288,107	390,309	障がい福祉課
10	子ども発達支援事業	障がいのある(疑われる)児童	適切な療育等を受けて、健やかに発達・成長できる。	247,595	285,172	障がい福祉課
11	障がい者利用施設運営事業	視覚・聴覚障がい者	情報提供等を行う利用施設からの適切な支援を受けて円 滑に意思疎通を図り、社会参加を実現する。	105,656	163,654	障がい福祉課
12	障がい者就労支援事業	障がい者	障がい者の就労を促進するとともに、就労支援事業所等 を利用する障がい者の工賃向上に取り組む。	158,074	188,217	障がい福祉課
13	心と体の相談センター運営費	障がい者及び市町村等関係機関	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等 関係機関が行う支援の充実を図る。	43,822	64,190	障がい福祉課

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		障がい者施策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	多様な福祉サービスを受けられるようにする。		9,988	11,532
			うち一般財源 (千円)	6,346	7,694
令和7年度の取組内容		○様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」を推進するとともに、援助や配慮を必要としていることを周りに知らせる「ヘルプマーク」について普及し交付する。 ○差別解消法に基づく普及啓発の実施、障がいを理由とする差別に関する相談体制を確保する。 ○障がい者施策、精神保健福祉、精神障がい者福祉に関する審議会等を開催する。 ○障がい者の社会参加を促進するため、県内で開催される障がい者団体の全国規模の大会等へ経費を助成する。			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	障がい者施策審議会開催回数【当該年度4月～3月】	目標値			1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	回	単年度値
		実績値		2.0	1.0						
		達成率		-	-	-	-	-	-		
2	あいサポーターの人数【当該年度3月時点】	目標値			84,000.0	92,000.0	100,000.0	108,000.0	116,000.0	人	累計値
		実績値		70,722.0	75,443.0						
		達成率		-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○あいサポーター数・・・令和6年度は4,721人の増加(令和5年度は5,411人の増加) ○あいサポーター企業・団体数・・・令和6年度は13企業・団体の増加(令和5年度は35企業・団体の増加) ○障害者差別解消法に係る相談件数 (R4) 22件(県12件、市町村10件)・・・差別的取扱い 4件、合理的配慮 8件、環境の整備 1件、その他 9件 (R5) 22件(県 9件、市町村13件)・・・差別的取扱い 2件、合理的配慮 7件、環境の整備 1件、その他 12件 (R6) 16件(県 9件、市町村 7件)・・・差別的取扱い 5件、合理的配慮 5件、環境の整備 0件、その他 6件 注)合理的配慮＝障がい者への社会的障壁(移動や意思疎通の困難等)に対し、過度の負担がない限り除去等を行うこと。									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○あいサポート運動やヘルプマークについて、街頭啓発やSNS、ラジオ、バスの前幕による多様な広報に加え、県社協・市町村社協と連携した普及啓発研修により、あいサポーター、あいサポート企業数の増加に結びついた。 ○障がいを理由とする差別に関する相談窓口として、障がい福祉課に相談員を配置するとともに、事業者の合理的配慮の義務化について広報を行った。 ○相談窓口を有する関係機関によるネットワークを形成し、相談事例の共有により、効果的かつ円滑に差別解消に取り組んだ。
課題分析	①課題	合理的配慮や障がいを理由とする差別的扱いに関する相談が毎年度一定数寄せられていることから、依然として理解が十分に浸透していないことが想定される。
	②原因	ア)県民及び民間事業者に差別解消法の趣旨等の理解を促す機会の提供が不十分である。 イ)「不当な差別的取扱い」を受けたり、「合理的配慮の提供」を受けられなかった時の相談窓口等の周知が十分ではない。
	③方向性	ア)差別解消法の一部改正(R3年6月公布)により、R6.4.1より合理的配慮の提供が民間事業者に対しても義務付けられたことから、改正差別解消法の趣旨の周知や、県内事業所の理解向上に取り組む。 また、あいサポート運動、ヘルプマーク等の具体的取り組みについて、各種広報媒体の積極的利用や市町村・関係機関の連携強化により反復継続的に啓発活動を実施する。 イ)相談窓口を有するネットワークにおいて、事例分析や情報共有により障がい者が相談しやすい環境づくりを進め、相談があった場合に適切に対応できるようにする。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		障がい者相談事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及びその家族	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	安心して地域生活が送られるよう支援する。		うち一般財源 (千円)	31,552
令和7年度 の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。 ○市町村における精神障がいに係る保健医療福祉の協議の場の設置を推進する。 ○障がい者への虐待の未然防止や再発防止、虐待を受けた者に対する支援等を行うため、虐待防止に向けた支援体制を整備する。 ○精神科病院における障がい者虐待通報・届出窓口の設置、虐待事案の立入検査等により、精神障がい者の権利擁護を図る。 ○強度行動障がい者に対する特別支援を実施し、地域での受入を進めるための支援体制を整備する。 ○高次脳機能障がいの支援拠点を中心に、専門的な相談支援の実施や障がいへの理解を促進する。 			
令和6年度に行った 評価を踏まえて 見直したこと					
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上 分類
1	強度行動障がい支援者養成研修参加者数(養成研修及びスキルアップ研修)【当該年度3月時点】	目標値			2,838.0	3,168.0	3,498.0	3,828.0	4,158.0	人	累計値
		実績値	2,106.0	2,339.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	精神病床における入院後3ヶ月経過時点での退院率【前々年度3月～前年度6月】	目標値			68.9	68.9	68.9	68.9	68.9	%	単年度 値
		実績値	66.6	68.6	68.4						
		達成率	-	-	100.8	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべき データや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の精神保健福祉の協議の場設置 R2:12市町村→R3:15市町村→R4:16市町村→R5:16市町村→R6:17市町村 ○高次脳機能障がいの相談件数(R6):松江 1,070件 雲南 430件 出雲 1,203件 大田 297件 浜田 92件 益田 431件 隠岐 3件 									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関多職種による協議の場の設置、医療・相談関係職員の研修の積み重ねにより、特に入院後3ヶ月の退院率の上昇が見込まれる。 ○強度行動障がい支援アドバイザーの配置や支援者養成研修の実施により、障がい者の受入に係る理解や認識が進みつつある。 ○関係機関との連携による虐待防止に係る研修等の実施や、障害者虐待防止法に基づく虐待事案に係る指導や助言により、施設・事業所における虐待防止に係る取組みの強化につながった。 ○高次脳機能障がいに関し、専門的な研修や相談支援、圏域間連携等により、当事者支援及び周知啓発の充実につながった。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア)病院と院外施設との体験交流の機会が不足しており、段階に応じた退院支援の実施が困難である。 イ)地域移行支援及び地域定着の受け皿が不足している。 ウ)強度行動障がい者の地域での実際の受入れが十分に進んでいない。 エ)高次脳機能障がいの相談支援件数に圏域によって大きな差が生じている。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア)入院患者に退院後の生活を具体的に想像できる機会を提供する支援が不足している。 イ)地域生活に必要な支援やネットワークづくりが不足している。 ウ)支援者の強度行動障がい特性への理解や支援に関する認識の不足、また関係機関の連携体制が不十分な地域がある。 エ)高次脳機能障がい者支援について、医療、福祉のサービス提供資源が豊富な圏域(松江、出雲、益田)の相談支援拠点で他圏域からの相談案件にも対応している場合がある。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア)ピアサポーターによる入院患者への支援を強化するため、ピアサポーター活動を強化する。 イ)地域移行及び地域定着に必要な支援の充実とネットワーク強化のための協議の場の設置を支援する。 ウ)特別支援事業の継続実施による行動障がいの軽減、受入施設や一般の障害者支援施設への支援、研修の実施による支援者の養成、市町村等連携体制の構築などにより、地域での受入れが進むよう取り組む。 エ)高次脳機能障がい者支援について、研修会の開催を通じた地域の関係機関の対応力向上と、地域支援コーディネーターの配置を通じた圏域内の連携強化に取り組む。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者手当等給付事業				
目的	誰(何)を対象として	障がい者、障がいのある児童を監護・養育する者		事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	手当を給付することにより経済的負担の低減を図る			189,946	196,341
				うち一般財源 (千円)	36,955	36,308
令和7年度の取組内容		<p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、県が行う法定受託事務として、在宅の重度障がい者や障がいのある児童を監護・養育する者の経済的負担を軽減する手当を支給するための判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当(県が認定、手当支給対象:障がいのある児童を監護・養育する者) ・特別障害者手当(市町村が認定、手当支給対象:著しく重度の障がいがあり、常時、特別の介護を要する在宅の20歳以上の者) ・障害児福祉手当(市町村が認定、手当支給対象:重度の障がいがあり、常時、介護を要する在宅の20歳未満の者) <p>○障がい者及び家族の将来的不安を軽減するため、加入している障がい者や保護者に年金等を支給する。</p>				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点						
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類																
1	特別児童扶養手当の新規申請件数【当該年度4月～3月】	目標値			500.0	520.0	540.0	560.0	580.0	件	単年度値																
		実績値	378.0	413.0																							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			%															
2		目標値																									
		実績値																									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			%															
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<p>・各手当受給者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当</td> <td>2,120人</td> <td>2,241人</td> <td>2,417人(176人増加)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>1,162人</td> <td>1,124人</td> <td>1,099人(25人減少)</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>336人</td> <td>326人</td> <td>314人(12人減少)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・心身障害者扶養共済加入者数・・・R4年度175人、R5年度164人、R6年度156人(8人減少)</p>											R4年度	R5年度	R6年度	特別児童扶養手当	2,120人	2,241人	2,417人(176人増加)	特別障害者手当	1,162人	1,124人	1,099人(25人減少)	障害児福祉手当	336人	326人	314人(12人減少)
	R4年度	R5年度	R6年度																								
特別児童扶養手当	2,120人	2,241人	2,417人(176人増加)																								
特別障害者手当	1,162人	1,124人	1,099人(25人減少)																								
障害児福祉手当	336人	326人	314人(12人減少)																								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・特別児童扶養手当等の受給を希望する者からの申請について、法令に基づき適切に処理した。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	今後の国による事務処理や審査システムの共通化・電子化の年次進捗に応じ、県・市町村間の事務連携の効率化や迅速化に努める。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者施設等整備事業				
目的	誰(何)を対象として	障がい児・者施設事業者・設置者		事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	障がい児・者が必要とするサービスを確保するための施設整備の促進			74,915	430,162
			うち一般財源 (千円)	6,901	73,136	
令和7年度の取組内容	○第7期島根県障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスを提供する施設等の整備を促進する。					
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	国に対して施設整備に必要な予算確保について要望した。					
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	グループホーム指定事業所数【当該年度3月時点】	目標値			82.0	85.0	88.0	91.0	94.0	事業所	単年度値
		実績値	75.0	82.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	日中活動系事業所指定事業所数【当該年度3月時点】	目標値			266.0	269.0	272.0	275.0	278.0	事業所	累計値
		実績値	259.0	264.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		令和6年度の国・県補助金による施設整備件数 国・県補助金 3カ所(うちグループホーム創設 2カ所、障害児入所施設大規模修繕 1カ所)									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○グループホーム、日中活動系事業所とも国・県補助金を活用して、着実に施設整備が進んでいる。
課題分析	①課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点 ア)施設整備のニーズとして、施設の創設のほか、施設の老朽化や障がい者の高齢化・重度化に対応するためのバリアフリー化など大規模修繕の要望が多い。また、障がい者の地域移行を推進する上で、事業所数が不足している圏域がある。
	②原因	上記①(課題)が発生している原因 ア)施設の創設や大規模修繕を行うにあたり、資金不足の事業者がある。
	③方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性 ア)第7期障がい福祉計画で設定した目標に従い、地域移行の推進を図るためのグループホーム・日中活動系事業所に係る施設整備のニーズは高いため、創設や大規模修繕の要望に応えられるよう、引き続き予算の確保に努めるとともに、国に対して必要な予算確保を要望していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		障がい者自立支援給付制度運営事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい児・者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どのような状態を目指すのか	市町村及び事業者に対して障害者総合支援法や制度の見直し等に関する情報提供や研修を行い、障がい児・者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるようにする。		うち一般財源 (千円)	25,348
令和7年度の取組内容		○給付制度の円滑・適正な運営を図るため、市町村及び事業者に対して説明会、研修会を実施する。 ○障害支援区分認定調査員等に対して、適正な認定が行えるよう研修を実施する。 ○島根県相談支援専門員人材育成ビジョンに基づいた各種研修を実施するほか、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に資する各種連絡会議を開催することで、地域の相談支援体制の充実を図る。 ○障がい者の地域生活支援を行うボランティア等の人材育成を行うため、研修等への参加費用の一部を助成する。 ○障がい者ヘルパー従事者等の資質向上のため、研修を実施する。			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点		○新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和6年度より研修会の実施方法を集合・対面方式に見直すとともに、事業所・施設に対する実地指導の回数を増やした。			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	障がい者福祉サービス事業者向け資質向上研修会等参加者数【当該年度4月～3月】	目標値			1,180.0	1,180.0	1,180.0	1,180.0	1,180.0	人	単年度値
		実績値	995.0	838.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○利用者が質の高いサービスを受けられるよう、相談支援事業者とサービス事業者の養成やスキルアップを図った。 研修会参加者等 R6: 838人(R5:995人) ①事業者説明会(集団指導) ※R4年度以降はweb配信により実施 ②障害支援区分認定調査員・審査会委員研修 64人(69人) ③相談支援従事者研修 267人(295人) ④相談支援スキルアップ研修・市町村連絡会議 125人(57人) ⑤ヘルパー従事者研修 48人(37人) ⑥ヘルパーフォローアップ研修 40人(40人) ⑦サービス管理責任者等研修 273人(453人) ⑧サービス管理責任者現任研修 21人(44人)									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○運営指導や集団指導を通じて、事業者の適切な制度運用や利用者へのサービス提供が図られた。 ○更新研修の受講対象者の減により受講者数が減少した研修もあるが、講師やファシリテーター、研修実施機関等と定期的に研修内容の見直し協議等を行うことで、研修を通じてサービス提供従事者等のスキルアップが図られた。 ○「島根県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、目指すべき相談支援体制及び相談支援専門員の姿を提示し、関係機関で共有するとともに、人材育成体制を体系的に示すことで、各研修の目的や県・市町村・圏域の役割を明確にした。これにより、県の役割である中核人材育成のための専門コース別研修の充実を図り、地域人材の質向上と相談支援体制の確保につながっている。
課題分析	①課題	ア)障害福祉サービス事業者については、基準を遵守しながらより質の高いサービス提供を行うため、運営指導や集団指導、研修会などを通じて指導・助言等を行っているが、これらの取組が十分に浸透していない事業所も見られる。 イ)相談支援体制については、基幹相談支援センターの設置状況や相談支援専門員の配置数・熟達度等について地域差が生じている。
	②原因	ア)コロナ禍において、十分な運営指導や研修会が実施できず、事業者によっては事業者自身が行う資質向上のための内部研修の取組や外部研修への参加状況に差が生じている。 イ)市町村によって、障害者相談支援事業への理解や市町村の役割である身近な地域での人材育成の取り組みに差がある。
	③方向性	ア)運営指導では確認項目の重点化や優先的に運営指導を行う事業所を選定するなど、より効率的かつ実効的に行うことができるよう見直しを行う。また、事業所の負担軽減を図りながらより効果的な研修内容になるよう、研修の運営方法や研修内容を適宜見直ししていくことで、事業者の制度理解の促進やサービス提供者の人材育成を図る。 イ)基幹相談センターの設置促進や機能強化に資する各種連絡会議を開催することで、市町村への後方支援を行うとともに身近な地域での相談支援体制の整備を進める。相談支援従事者研修の更なる充実を図るなど、「島根県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づく専門的人材の確保・資質向上に引き続き取り組む。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者自立支援給付事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者(児)	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障害福祉サービス(自立支援給付)に要する経費のうち、法に基づき県が負担すべき額を市町村に交付し、必要なサービスを提供することにより、障がい者の自立を支援する。		うち一般財源 (千円)	5,211,342
令和7年度の取組内容	○障害者総合支援法に基づく法定給付として、以下のとおり負担金を交付する。 ・障がい者が安心して福祉サービスを受けられるようサービスを提供する市町村に負担金等を交付 ・療養介護を行うために、市町村に負担金を交付 ・身体障がい(児)者の失われた身体機能を補完するための補装具の購入又は修理に要する費用を支給する市町村に負担金を交付				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	市町村や障害福祉サービス事業者に対し、適切な情報提供や指導・助言に努める。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	自立支援給付費の対前年伸び率(訪問系サービス除く給付費、なお目標値は計画上の利用日数の伸び率を代入)【当該年度4月～3月】	目標値			102.4	102.4	102.4	102.4	102.4	%	単年度値
		実績値	99.5	105.5							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○全体としてサービス量は微減しているが、ニーズに応じた必要なサービス提供が図られている。 自立支援給付費(訪問系除く)支出済額(市町村ベース) R5:17,058百万円⇒R6:18,005百万円(対前年度947百万円 増加率:105.5%)									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○市町村を対象にした実地調査や事業者への運営指導などにより、市町村における適正な支給決定と適切なサービス等利用計画等に基づくサービス提供が行われた結果、障がい者に必要なサービスの利用が図られている。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)支障となっている点
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性
		ア)地域によっては、サービスの選択肢が限定される状況がある。 イ)就労継続支援や就労定着支援など事業所が少ないサービスについては、地域による資源(福祉サービスの種類)の偏在がある。 ア)実施主体となる市町村が、自立支援給付事業の実施にあたり、障がい者に対し必要なサービスを提供できるよう、今後も引き続き支援していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		障がい者自立支援医療等給付事業				
目的	誰(何)を対象として	障がい者(児)及びひとり親家庭等		事業費(千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	医療費の自己負担を軽減することにより、福祉の増進を図る			2,409,569	2,507,020
				うち一般財源(千円)	1,392,384	1,441,563
令和7年度の取組内容		○障害者総合支援法に基づく法定事務として、障がい者が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、医療費の支給(精神通院医療)及び医療に要した費用を支給する市町村への補助(更生医療)を行う。 ○重度心身障がい者及びひとり親家庭に対する経済的な支援のため、医療費助成を行う。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点		○確実な事務手続きを行う。 ○市町村が実施主体の制度については、円滑な運用のための情報提供等を行う。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	
2	上位の施策	V-2-(4) 子育て福祉の充実	4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類	
1	支給認定件数(更生医療・精神通院医療)【当該年度3月時点】	目標値			20,592.0	21,078.0	21,574.0	22,083.0	22,604.0	件	単年度値	
		実績値	20,118.0	20,340.0								
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			-
2		目標値										
		実績値										
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			-
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		福祉医療費対象者数【4月1日時点】 年度 合計 (寝たきり) (身体) (知的) (精神) (重複) (ひとり親) R3 23,695 30 12,353 2,144 1,365 238 7,565 R4 23,236 138 12,000 2,146 1,396 250 7,306 R5 22,007 31 11,648 2,114 1,430 245 6,539 R6 21,817 42 11,307 2,090 1,423 258 6,697										

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○自立支援医療給付事業や福祉医療制度助成事業により、重度障がい者等の医療費負担を軽減でき、福祉の増進や自立した日常・社会生活の支援につながっている。 ○市町村や関係機関等への情報提供、チラシの作成等により、制度の周知を図った。 ○市町村に対する状況調査(実地調査)を実施し、福祉医療制度の適切な運用についての指導と意見交換を行った。	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)支障となっている点	ア)これまでの周知の取り組みは一定の成果を上げているが、支援を必要とする人に情報が行き届いていない可能性がある。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	ア)潜在的な制度対象者の把握が難しい。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	ア)引き続き、制度周知の徹底を図り、対象者への医療費負担の軽減を通じた支援に努める。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい児施設等給付費			
目的	誰(何)を対象として	障がい児	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どのような状態を目指すのか	入所施設において、障がい児の保護、日常生活の指導並びに自活に必要な知識技能の付与を行う。 また、通所支援事業所において、障がい児に対する療育、訓練その他必要な支援を行う。		うち一般財源 (千円)	1,474,048
令和7年度の取組内容		○障がい児の保護、養育を行うために、障がい児入所施設に措置した児童や給付決定を受けて契約により入所した児童に係る給付を行う。 ○障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)を提供する市町村に対して負担金を交付する。			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと		各市町村で構成する協議会を通じて、圏域で必要な通所支援サービスのニーズを把握する。			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	放課後等デイサービス定員数【当該年度3月時点】	目標値			1,390.0	1,430.0	1,470.0	1,510.0	1,550.0	人	単年度値
		実績値	1,290.0	1,375.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○障害児通所事業所は令和7年6月1日現在で11市町137事業所となっており、1年前に比べ8事業所が増加している。									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○通所支援事業所は松江市、出雲市を中心に増加しており、県西部でも新規の事業所が立ち上がっている。これにより身近な地域で必要なサービスを受けることができる体制が整備されてきている。
課題分析	①課題	ア)中山間地域・離島などでは、身近な場所に通所支援事業所がないため、必要なサービスを利用できない、あるいは遠方の事業所を利用している児童がいる。 イ)入所支援事業所の中には、利用者数の減少によって、今後の運営に不安を持っている事業所がある。
	②原因	ア)全体として定員数は目標に達しているものの、中山間地域・離島などで一定数の利用者がいないと事業所の運営が難しい状況がある。
	③方向性	ア)市町村単位でのサービス提供が難しい地域では、圏域単位で利用しやすいサービス提供に向けた連携体制が図られるよう支援する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

障がい福祉課

事務事業の名称		障がい者地域生活支援事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どのような状態を目指すのか	能力や適性に応じた自立生活を営むことができるよう、移動や生活、コミュニケーション支援等のサービスを提供し、障がい者の社会参加を促進する。		うち一般財源 (千円)	288,107
令和7年度の取組内容		○障害者総合支援法に基づき市町村が障がい者の社会参加のために実施する地域生活支援事業に対し、補助金を交付 ○鳥根県障害者社会参加推進センターを設置し、指導者養成、生活訓練、啓発広報等の事業実施、進行管理等を実施 ○生活の質の向上と社会参加促進のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成研修ほか各種事業を実施 ○鳥根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に、文化芸術に関する相談支援や人材育成、鑑賞機会の提供等を実施			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと		○令和6年度は県西部で要約筆記者養成研修を開催し、受講者を確保するため、報道機関等を活用し周知を行った。			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	意思疎通支援者(要約筆記、手話、盲ろう)登録数【当該年度3月時点】	目標値			216.0	216.0	216.0	216.0	216.0	人	累計値
		実績値	202.0	203.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	福祉施設からの地域生活移行者数(R5年度からの累計)【当該年度3月時点】	目標値			57.0	77.0	97.0	117.0	137.0	人	累計値
		実績値	97.0	113.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○県手話通訳者の登録数について、R6年度の新規登録者はなかった。(R6年度末登録者数60名)手話通訳のニーズは現在も増加しており、不足している状況 ○中途失聴者など手話を使用しない難聴者の意思疎通を支援する要約筆記者の令和6年度新規登録者は3名であったが、登録抹消もあり、R5年度より減少した。(R6年度末登録者数54名) ○市町村による類似の支援として、手話奉仕員の養成などや、身近な地域での個人派遣が行われている。									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○意思疎通支援者登録数は、R6年度はR5年度から1名のみの増となった。 ○障がい者の生活・コミュニケーション等への支援を通じ、身近な地域での自立生活や社会参加が継続されている。 ○障がい者文化芸術活動支援センターにより各種相談への対応や、作品展などの鑑賞や発表の機会が提供されている。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)に支障となっている点 ア)手話通訳者・要約筆記者の養成講座を受講していても、統一試験のレベルが高く合格が難しいため、登録者数が増加しない。 イ)障がい者やその家族、福祉事業所等への文化芸術活動に関するさらなる支援が必要である。
	② 原因	ア)養成講座受講者に対しての合格率を上げるための取組が不十分 イ)文化芸術の創作・鑑賞等の支援において、コーディネーターやアドバイザーが身近にいる県西部に比べ、県東部・隠岐では、障がい者・事業所・支援機関の状況把握が不十分
	③ 方向性	ア)経験豊富な講師により、受講者への効果的な指導方法を学ぶ研修の機会を設けるなど、指導者の学びを深める取組を検討する。 イ)障がい者文化芸術活動支援センターのアドバイザーの増員により、県内全域での相談支援や人材育成の取組を拡充する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称	子ども発達支援事業				
目的	誰(何)を対象として	障がいのある(疑われる)児童	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	適切な療育等を受けて、健やかに発達・成長できる。		うち一般財源 (千円)	247,595
令和7年度の取組内容	○発達障がいの早期発見・早期支援を図るため、島根県発達障害者支援センターを運営し、相談ニーズへの対応や、地域の関係機関(市町村、保健、医療、福祉、教育、就労支援等)への支援・連携強化を促進 ○心の問題を抱える子どもへの早期の専門的治療のため、中核病院・協力病院・保健所圏域ネットワークによる対応力を強化 ○在宅障がい児等の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受けられる機能を充実 ○在宅重症心身障がい児・者や医療的ケアが必要な障がい児・者が安心して地域で生活できるよう支援体制を充実 ○特別支援学校に通う児童・生徒の放課後等の居場所づくりを支援				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	○地域全体での早期発見・早期支援体制の充実と発達障害者支援センターの専門性強化を図るため、地域支援マネージャーによる地域支援体制のサポートや初診前アセスメント強化事業の周知及び推進により医療機関・関係機関を支援 ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の充実及び県・圏域の取組状況や課題把握についての情報共有や協議の場の確保、医療的ケア児支援センターを中心とした支援体制の構築				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	発達障害者支援センターの研修講師派遣件数【当該年度4月～3月】	目標値			50.0	53.0	56.0	59.0	62.0	件	単年度値
		実績値	57.0	44.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数【当該年度3月時点】	目標値			130.0	150.0	170.0	190.0	210.0	人	累計値
		実績値	93.0	115.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○発達障害者支援センターにおける心理学的判定人数 R2:138人、R3:194人、R4:280人、R5:335人、R6:160人 ○発達障害者支援センターにおける機関コンサルテーション(※)件数 R6:701件 ※発達障がい児者の相談を主として行っている機関(保育所、学校、会社等)の職員等に対して技術的な助言・指導を行う									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや研修により関係機関の専門性・支援力の向上が図られ、地域で適切な支援を受けられる機会が確保できた。 ○初診前のアセスメント実施により、アセスメントを基に特性に応じた支援を受けられる対象者が増加した。 ○医療的ケア児等地域支援連絡協議会(H30年度～)を開催し医療的ケア児と家族の現状・課題を共有する場を設けたことにより、情報ポータルサイトの立ち上げにつながり、サイト上の医療的ケア児等の各種支援や関係機関の情報にアクセスしやすくなった。 ○医療的ケア児とその家族からの相談に総合的に対応する医療的ケア児支援センターの開設により、相談支援機能の強化が図られた。
課題分析	① 課題	ア)発達障がいに関し、LD、二次障がいを含む複合的事例や大人のケース等の相談が増えているが、専門医の不足により、一部医療機関での初診待機が発生している。 イ)医療的ケア児の心身の状況や家族の状況はまちまちで、必要とする医療的ケアの種類や生活状況に応じた支援も異なるが、利用可能なサービスの不足や受け入れ体制が十分ではなく、家族の負担が大きい。またライフステージを通じて医療的ケア児の日常生活やサービスを総合的にコーディネートできる専門的機関や人材が不足している。 ウ)新生児難聴児の早期発見と早期療育を進めてきたが、後天性難聴児の情報把握が十分にできておらず、地域で適切な支援に繋がっていないケースがある。
	② 原因	ア)社会全体の関心の高まりや、家庭・仕事など生活上の困り事をきっかけとして相談が増えている。 専門医の不足に加え、アセスメントが不十分なために、福祉、教育における支援が活用されないまま、一部の専門医療機関に他機関等からの診断依頼が集中している。 イ)医療的ケア児を抱える課題について、保健、医療、福祉、教育等の関係分野の情報共有や連携が不十分。地域資源が十分に活用されていない圏域もある。 ウ)保健・医療・福祉・教育の各分野で個別の支援は行われているものの、分野を超えた体系的な連携が不足しており、支援者同士の情報共有が不十分なため、保護者が必要な支援にアクセスしづらい状況にある。
	③ 方向性	ア)身近な地域での支援ニーズの増に対応しつつ、機関コンサルテーション等の強化により段階的に間接支援へのシフトを図り、地域全体での早期発見・早期支援体制の充実と発達障害者支援センターの専門性強化を進める。 ・保育士・教員の対応力強化を支援するため配置した地域支援マネージャーの機能強化 ・医療機関と相談機関との連携を進め、R2から開始した初診前アセスメント強化事業の推進 イ)医療的ケア児等コーディネーター養成研修(R1～)の充実。県及び圏域単位での検討の場の充実。医療的ケア児支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携した支援ができるよう体制の構築を図る。 ウ)難聴児への支援は、早期発見と早期療育を受けることで、言語やコミュニケーション手段の獲得、自立した生活に繋がる重要な要素であり、関係機関が適切なタイミングで必要な支援を提供できる仕組みの構築が求められる。難聴児支援の中核となる機能を強化し、関係機関と連携した包括的な支援体制を整備する。国の計画においても、令和8年度末までに中核機関を設置することを目標としており、これに基づき県計画でも令和8年度までに体制構築を目指すこととしている。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		障がい者利用施設運営事業			
目的	誰(何)を対象として	視覚・聴覚障がい者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういった状態を目指すのか	情報提供等を行う利用施設からの適切な支援を受けて円滑に意思疎通を図り、社会参加を実現する		うち一般財源 (千円)	105,656
令和7年度の取組内容		○視覚障がい者の意思疎通・社会参加支援のため、点字図書館(松江市内)/(社福)島根ライトハウス、浜田市内/(社福)島根県社会福祉事業団)に補助(業務委託)を行い、点字図書・朗読図書等の製作や貸出、生活訓練事業、各種相談事業等を実施 ○聴覚障がい者の意思疎通・社会参加支援のため、(社福)島根県社会福祉事業団(聴覚障害者情報センター(松江市内))及び西部視覚障害者情報センター(浜田市内))に業務委託を行い、字幕・手話入りビデオの貸出、各種相談等を実施 ○R7年度に県内3か所に新設した障がい者ICTサポートセンターにおいて、視覚障がい者等のICT機器の利用に係る相談支援等を実施 ○身体障害者補助犬使用者への補助犬健診等経費の助成(県視覚障害者福祉協会への業務委託、R6分から一律助成)と、県民・事業所への啓発			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと		引き続き情報保障・社会参加促進に向けた着実な周知活動を実施する。 補助犬の役割や受け入れ等の理解促進を図るため、R2年度に作成したリーフレット等の活用による継続した普及啓発の実施			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	点字図書及びライブラリ利用登録者数【当該年度3月時点】	目標値			1,400.0	1,420.0	1,440.0	1,460.0	1,480.0	人	累計値
		実績値	1,376.0	1,334.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	歩行訓練等の訓練実施者数【当該年度3月時点】	目標値			24.0	32.0	40.0	45.0	45.0	人	単年度値
		実績値		31.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○点字図書、録音図書、CD図書、字幕付きビデオの貸出等件数(現物貸出数及びパソコン等のダウンロードによる利用件数)の令和2年度以降の利用件数は、コロナによる巣ごもり需要の影響等によりダウンロード利用が大幅に増えたと思われるが、コロナ収束とともに減少傾向にある。 利用件数 (R2)168,902件 (R3)158,112件 (R4)155,056件 (R5)142,013件 (R6)130,324件 ○身体障がい者補助犬使用者に予防接種等の経費を助成している。(R2)13頭(R3)13頭(R4)13頭(R5)11頭(R6)11頭									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○点字図書館(東部・西部)、聴覚障害者情報センターは、視覚や聴覚に障がいのある方への図書、DVD等の貸出のほか、生活や進路に関する各種相談・情報提供、手話通訳者など意思疎通支援者の養成・派遣等を継続的に実施しており、障がい者の社会参加につながっている。 ○身体障がい者補助犬の役割や受け入れ等について継続的な啓発を行うことにより、補助犬について知ってもらう機会が増えている。 ○補助犬使用者に対し予防接種経費等を助成することにより、補助犬の健康維持にかかる経済的負担が軽減され、障がい者の社会参加につながっている。
課題分析	① 課題	ア)視覚障がい又は聴覚障がいによる身体障害者手帳所持者数と、点字図書及びライブラリ利用登録者数は大きく乖離しているため、潜在的なニーズは存在すると思われる。 イ)飲食店、宿泊施設、交通機関などにおいて身体障がい者補助犬の受け入れを拒否される事例が生じている。
	② 原因	ア)情報センターを設置していることやサービスの内容等に係る周知が不足している。 イ)身体障がい者補助犬の受け入れについて、県民や事業者に対して継続的に啓発を行っているが、未だ広く認知を得られる水準にまでは至っていない。
	③ 方向性	ア)視覚障がい者が、円滑な意思疎通や各種サービスを確実に受けられる体制の充実が重要な取組であり、センター広報誌の配布等によるPR、ホームページやブログの充実、県の広報媒体の活用等により広報啓発活動を継続していく。 また、点字図書及び録音図書、字幕付きビデオの製作や各種サービスの提供を継続的に実施し、利用者の利便性の向上を図る。同時に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法による、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通ができるよう環境整備を検討していく。 イ)身体障がい者補助犬制度をはじめ障がいのある方への合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等について、周知方法の見直しを行いつつ、様々な機会を通じて理解や認識を深める啓発を継続していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		障がい者就労支援事業			
目的	誰(何)を対象として	障がい者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の就労を促進するとともに、就労支援事業所等を利用する障がい者の工賃向上に取り組む。		うち一般財源 (千円)	158,074
令和7年度の取組内容	○障がい者がその能力を十分に発揮し地域で自立した生活ができるよう、「障害者就業・生活支援センター」への登録や福祉施設からの一般就労を促進する。 ○就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上に向けた支援を行う。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点					
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	I-3-(1) 多様な就業の支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	障害者就業・生活支援センターの新規登録者【当該年度4月～3月】	目標値			294.0	310.0	326.0	342.0	358.0	人	単年度値
		実績値	262.0	279.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	福祉施設からの一般就労者数【当該年度4月～3月】	目標値			134.0	145.0	150.0	155.0	160.0	人	単年度値
		実績値	112.0	133.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数 R6:289件(R5:249件) 16.1%増 ・障害者就業・生活支援センターにおける実習件数 R6:301件(R5:304件) 1.0%減									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・障害者就業・生活支援センターを中心に、圏域内のハローワーク、特別支援学校、福祉施設、医療機関、市町村等と連携して障がい者の就労支援に取り組んでいることで、施設からの一般就労が増加した。 ・令和6年において法定雇用率を達成している企業割合は69.3%(443社)であり4年連続全国第1位となった。 ・経済活動の持ち直しによる受注回復や県の工賃向上支援事業を活用することによりB型事業所の平均工賃月額が増額となり、目標額を達成できた。
課題分析	① 課題	ア)福祉施設から一般就労への移行者は前年より増加しているが、一般就労後の定着率が低下している状況。 イ)平均工賃月額が低下した就労継続支援事業所もある。
	② 原因	ア)障がい者本人の特性や一般就労先の職場環境とのミスマッチ等による離職が生じている。 イ)エネルギー価格・物価高騰による生産コストの上昇が工賃に影響を及ぼしている。
	③ 方向性	ア)障がい者の就労希望に沿えるよう、障害者就業・生活支援センターを中心として、就労移行や定着支援サービスを実施する福祉施設等と連携して、支援体制を整える。 イ)障害者優先調達推進法に基づく受注の増加を図るとともに、島根県障がい者就労事業振興センターと連携をとり、新商品開発等の支援や農福連携の強化を進めることにより、工賃向上に取り組む。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		心と体の相談センター運営費			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及び市町村等関係機関	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。		うち一般財源 (千円)	43,822
令和7年度の取組内容	○障がい者福祉法に基づき設置されている「心と体の相談センター」において、障がい者及び精神保健福祉に関する相談・支援、市町村等への技術的援助等を統合的に対応する。 ○ひきこもり支援及び自死対策について、センター機関として対応する。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付する。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点	専門相談の円滑な遂行。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類	
1	心と体の相談センター相談件数【当該年度4月～3月】	目標値			5,190.0	5,190.0	5,190.0	5,190.0	5,190.0	件	単年度値	
		実績値	5,031.0	4,762.0								
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			
2	ひきこもり支援総合会議・支援従事者研修案内機関の参加率【当該年度開催分】	目標値			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値	
		実績値	35.0	36.3								
		達成率	-	-	-	-	-	-	-			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○相談件数の内訳	R2	R3	R4	R5	R6					
		①身体障害者更生相談所業務	1,222件	→ 1,247件	→ 1,109件	→ 1,200件	→ 1,133件					
		②知的障害者更生相談所業務	356件	→ 607件	→ 695件	→ 768件	→ 758件					
		③精神保健福祉センター業務	3,527件	→ 3,562件	→ 3,377件	→ 3,093件	→ 2,871件					
		(③のうち、ひきこもり)	503件	→ 345件	→ 237件	→ 179件	→ 195件					
		注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。										
		(③のうち、ギャンブル依存)	163件	→ 159件	→ 78件	→ 102件	→ 83件					
		注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。										
		合計	5,105件	→ 5,416件	→ 5,181件	→ 5,061件	→ 4,762件					

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○ひきこもり支援については、相談、関係者研修、家族会の支援に取り組んだ結果、家族のみの相談から本人の来所に至るなどの改善事例が増えた。適応行動チェックリストにより、個々の取組の実施方法・内容を細かく見直し、取組内容の改善を図った。 ○ギャンブル依存に対する集団プログラム(SAT-G)を実施するとともに、支援ツールとして全国標準とすることができた。新たに開発した簡略版(SAT-Gライト)も、相談支援機関での活用に及んでいる。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付した。 ○精神障害者保健福祉手帳システムの新規構築や、療育手帳システムの改修により、事務の効率化を図った。
課題分析	① 課題	ア) 来所相談や継続相談は、専門的な対応ができるひきこもり支援センターに集中しており、地域間で格差がある。 イ) 電話相談の件数も増え、継続的な対応を求められることもあり、関係機関と連携した取り組みが求められる。 ウ) 保健所の中堅層の保健師が少ないため、ひきこもり支援・依存症支援のノウハウが不足している。 エ) ひきこもり家族の高齢化(8050問題)に対応する支援が十分でない。
	② 原因	ア) ひきこもりについて継続相談できる体制が不足している。 イ) 子ども・若者総合相談センターや地域若者サポートステーションの対象外である高齢層の対応先がない。 ウ) 保健所の中堅層の保健師が不足している。 エ) ひきこもり家族の高齢化
	③ 方向性	ア) 市町村担当者、サテライトとなる保健所担当者の研修を実施し、支援体制を構築する。 イ) 身近なひきこもり支援の相談窓口の周知に努める。 市町村によるひきこもり支援体制構築の立ち上げ支援を行う。 ウ) ひきこもり支援従事者に向けて8050問題に対応するための研修を実施し、当事者や家族に対する支援を強化する。

